

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（行情）諮問第103号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第148号）

事件名：死刑確定者処遇要領等の開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示した決定については、諮問庁が原処分に係る求補正の手續に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条2項に違反する点はないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月16日付け広管総発第10号により広島矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

従来や他の6しせつへの同日付け開示請求をしており、他の矯正管区長とことなる、不当な決定であり、私の主張を十分にききいれず、一方的に決定を強行された。収容中であり、TELやFAXや又、自由いしにてポストにとうかんもできず、今は発信申出日にとうかんもしてくれないのであり、外とことなるのであり他のかんく長のように、又、平成21年よりかいじせいきゅうを何度もしてきており、本件のような不当決定こういはなかったのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、本件請求文書（別紙の1に掲げる文書。以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、処分庁が、開示請求書に形式上の不備（行政文書の特定不能）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、求補正書により情報提供した文書1及び文書2を特定し、行政文書開示決定通知書をもって、その全部を開示する決定を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の経緯について

- (1) 審査請求人から、平成28年11月11日受付で、処分庁に対する開示請求書が送付され、同開示請求書には、「死刑確定者しょぐうに係る新法より本日までの全てのしょめんの開示請求申立ます。」と記載されていた。
- (2) 広島矯正管区は、上記(1)の記載内容では、審査請求人の求める行政文書を特定できないことから、平成28年11月21日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、「当管区管轄施設において保有している死刑確定者に係る所内例規」として、本件情報提供文書を保有している旨を情報提供し、同年12月5日を期限として、求める行政文書が本件情報提供文書と異なる場合は、求める行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう補正を求めた。
- (3) 同管区は、上記(2)の求補正に対して、期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成28年11月6日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、同月20日を期限として、上記(2)と同様の内容について補正を求めた。
- (4) 同管区は、上記(3)の求補正に対して、期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成28年11月21日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、平成29年1月5日を期限として、上記(3)と同様の内容について補正を求めるとともに、期限までに補正がなされない場合は、本件情報提供文書を特定して、開示決定等を行う旨の連絡を行った。
- (5) 審査請求人から、平成28年12月26日受付で「受発信(さくじょ・まっしょう・許可・不許可)」、「特別購入品目とうの規定」、「しさついいん会の議事ろく・所よりしさついいん会へ・しさついいん会より所へのしょめんの全て」などと記載された書面が送付されたものの、その内容から、上記(4)の求補正に対する補正とは認められなかったため、同管区は、当該書面について、新たな開示請求として受け付け、同月27日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、その旨の連絡及び所要の補正を求めるとともに、上記(4)の求補正について、補正がなされていないことから、上記(4)の期限までに補正するよう求めた。
- (6) 処分庁は、上記(4)の求補正に対して、上記(4)の期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成29年1月16日付け行政文書開示決定通知書をもって、原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求では、審査請求人は、自身が刑事施設の被収容者であり、郵便物を自由に投函できないなどと主張し、原処分の取消しを求めている

ことから、以下処分庁における求補正等の経緯について検討する。

法4条2項は、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる旨規定しており、ここでいう「形式上の不備」とは、請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため文書が特定できない場合や、開示請求手数料を納付していない場合を含むものと解されている。

本件開示請求に際しては、審査請求人の求める文書が特定できなかったため、処分庁では、法4条2項に基づき、3度にわたり補正を求め、また、補正がなされていない旨の連絡も1度行ったものの、審査請求人から回答がなかったものであり、開示請求書の形式上の不備に係る補正がなされなかったことは明らかである。

また、当該補正を求めるに当たっては、回答すべき期間をそれぞれ14日間、14日間、15日間としているところ、審査請求人は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、少なくとも1日につき1通の発信が可能であったことに鑑みれば、当該期間が不当に短いといった事情は認められず、同項の「相当の期間」に当たると解される。

- 4 以上のとおり、処分庁は、法4条2項に基づき補正を求めたものの、補正がなされなかったことから、原処分を行ったものであり、原処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月15日 | 審議 |
| ④ 同年6月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |
| ⑦ 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を全部開示する原処分を行ったが、審査請求人は、原処分には不服があるとしてその取消しを求めているところ、その理由は必ずしも明確ではないものの、本件審査請求書には、審査請求人が刑事施設に収容中であり、電話やファックス、自由意思によるポスト

への信書の投函などにつき制約を受けていることを指摘した上で、原処分が審査請求人の主張を十分に聞き入れないで一方的に強行された不当な決定である旨記載（上記第2の2）されていることから、要するに、原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点がある旨主張しているものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分に審査請求人が主張するような違法な点等は認められないとしていることから、以下、原処分に係る求補正の手續の違法性の有無について検討する。

2 原処分に係る求補正の手續の違法性の有無について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成28年11月11日受付の開示請求書をもって、収入印紙300円分を添付の上、本件請求文書の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年11月21日付け「行政文書開示請求書について」（回答期限は同年12月5日）をもって、請求の趣旨が「同管区管轄施設において保有している死刑確定者に係る所内例規」という趣旨であれば、2文書（手数料は2文書を併せて1件分）を保有している旨情報提供した上、上記の文書を本件対象文書としてよいかにつき補正を求めたが、審査請求人は、回答期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年12月6日付け「行政文書開示請求について」（回答期限は同月20日）をもって、重ねて上記イの求補正に係る補正を求めたが、審査請求人は、期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年12月21日付け「行政文書開示請求について」（回答期限は平成29年1月5日）をもって、上記ウの求補正に係る補正を求めた（併せて、回答期限までに補正がなされない場合は、上記イの2文書を本件対象文書として、開示決定を行う旨も通知した。）。しかしながら、審査請求人は、回答期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

オ その後、審査請求人から処分庁宛てに、平成28年12月26日受付で、「受発信（さくじょ・まっしょう・許可・不許可）」、「特別購入品目とうの規定」、「しさついいん会の議事ろく・所よりしさついいん会へ・しさついいん会より所へのしょめんの全て」などと記載されたはがきを送付されたが、処分庁は、その内容から、上記エの求補正に対する回答とは認められず、新しい請求であると思われたこと

から、平成28年12月27日付け「行政文書開示請求書について」（回答期限は平成29年1月17日）をもって、これ（上記の平成28年12月26日受付書面）を新たな開示請求とする旨審査請求人に通知するとともに、改めて、上記イ、ウ及びエの各求補正に対して、上記の回答期限までに回答するよう求めた（併せて、上記の回答期限内に回答がなければ、上記イの2文書を本件対象文書として特定し、開示決定をする旨も通知した。）。

カ 処分庁は、審査請求人からの上記オの求補正に対する回答がなかったことから、平成29年1月16日付けで原処分を行った。

(2) 求補正の手續に法4条2項に違反する点があるか否かについて

ア 本件開示請求書の記載内容（別紙1に掲げるとおり）からすると、開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が十分ではないと認めるほかはなく、したがって、処分庁が、この点に関して補正を求める必要があるとして、審査請求人に対して補正を求めたことは、是認することができる。

イ そして、求補正の手續に関し、諮問庁は、刑事施設の被収容者である審査請求人については、刑事収容施設法に基づき、少なくとも1日につき1通の発信が可能であることから、補正のための期間が不当に短いといった事情は認められない旨説明するところ、刑事収容施設法130条2項及び141条の規定によれば、上記の諮問庁の説明のとおり、審査請求人の場合、発信についての制限は、「1日につき1通を下回ってはならない」とされていると認められる。

ウ さらに、求補正の経緯等の詳細は、上記(1)のとおりであり、処分庁が、求補正を計3回（上記(1)オの通知も含めれば計4回）行っている上、各求補正書で定められた補正期間も、1回目及び2回目がそれぞれ14日間（求補正書発送後。以下同じ。）、3回目が15日間とそれぞれ設定されていることから、審査請求人が被収容者であることを考慮しても、当該補正期間は法4条2項の「相当の期間」であると認めることができ、また、その際の審査請求人に対する情報提供にも、同項の規定に照らして違法な点は認められない。

エ 以上のとおり、原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点は認められない。

なお、処分庁が、審査請求人から処分庁宛てに送付された上記(1)オのはがきを新たな開示請求として取り扱ったことについては、当該はがきの記載内容に照らせば、不合理な措置であるとはいえず、これを是認することができる、したがって、処分庁が、上記(1)オのとおり、改めて審査請求人に対し、本件開示請求に係る上記(1)

イ、ウ及びエの各求補正に対して回答期限までに回答するよう求めたことについても、特に問題があるとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示した決定については、諮問庁が原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

「死刑確定者のしよぐうに係る新法より本日までの全てのしよめん」

2 本件対象文書

文書1 特定年月日A付け達示第18号「死刑確定者処遇要領」（特定刑事施設保有）

文書2 特定年月日B付け企画首席指示第4号「死刑確定者及び自営作業就業者に対するDVDの視聴について」（特定刑事施設保有）